

大分県公立学校教員育成協議会設置要綱

(目的)

第1条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。）第22条の5に基づき、公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うため、大分県公立学校教員育成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 文部科学大臣が策定した指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じた指標の策定に関すること
- (2) 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関すること

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大分県教育委員会教育庁職員
 - (2) 大分県教育委員会と「連携協力に関する協定書」を締結している教員養成を行う大学関係者
 - (3) 中核市教育委員会教育長及び大分県市町村教育長協議会の代表者
 - (4) 公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の各校長会の代表者
- 2 協議会には、前項の委員以外に大分県教育委員会が認める者も参加することができる。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 議長は、協議会を招集する。
- 3 議長に事故あるときは、議長のあらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(事務)

第5条 協議会に関する事務は、大分県教育庁教育人事課、義務教育課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。